

○東北地方整備局告示第六十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月十六日

東北地方整備局長 川瀧 弘之

第1 起業者の名称 宮城県

第2 事業の種類 県道女川牡鹿線改築工事（鮫浦工区・宮城県石巻市鮫浦浜畑地内から同市大谷川浜小浜山地内まで及び谷川浜工区・同市谷川浜大谷川道山地内から同市谷川浜川原地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 宮城県石巻市鮫浦浜畑、鮫浦存入田、鮫浦久根添、鮫浦夏山、鮫浦中町、鮫浦養留、鮫浦的場、鮫浦細田、鮫浦紅花蔓及び鮫浦権治、大谷川浜小浜山並びに谷川浜大谷川道山、谷川浜大町、谷川浜中田、谷川浜上田、谷川浜大畑、谷川浜清水、谷川浜風越山、谷川浜光沢及び谷川浜川原地内
- 2 使用の部分 宮城県石巻市鮫浦浜畑、鮫浦存入田、鮫浦夏山、鮫浦中町、鮫浦養留、鮫浦的場、鮫浦細田、鮫浦紅花蔓及び鮫浦権治並びに谷川浜大谷川道山、谷川浜大町、谷川浜中田、谷川浜上田、谷川浜大畑、谷川浜清水、谷川浜風越山、谷川浜光沢及び谷川浜川原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県石巻市鮫浦浜畑地内から同市谷川浜川原地内までの延長4.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道女川牡鹿線改築工事（鮫浦工区及び谷川浜工区）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「県道女川牡鹿線改築工事（鮫浦工区及び谷川浜工区）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道女川牡鹿線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により宮城県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により宮城県が道路管理者であることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力

を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、宮城県牡鹿郡女川町黄金町地内の一般国道398号との交差点を起点とし、石巻市大原浜地内に至る延長26.0kmの幹線道路である。

本路線が通過する石巻市牡鹿半島は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けたものであり、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）沿線においても家屋流出等の被害を受けたものである。このような被害をうけ、石巻市は、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に基づき、被害を受けた地域の住家等を安全な地域に集団移転することなどを主な目的とし、防災集団移転促進事業計画（以下「防集事業」という。）を平成24年4月に策定し、住宅団地等の整備を順次実施しているところである。

このうち、現道周辺の住家等も防集事業により、高台に移転する計画であるが、移転先には、石巻市内及び牡鹿郡女川町内に連絡する路線がない状況にある。また、現道は、津波による浸水、路盤損傷等により一部通行止めが行われたとともに、県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年宮城県条例第105号。以下「宮城県条例」という。）に定める車線幅員、最小曲線半径等を満たさない区間が存在するなど幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間が本路線の他の区間等と接続することにより、防集事業に基づく住宅団地等と石巻市内及び牡鹿郡女川町内とが連絡し、また、津波浸水区域を極力回避した位置に線形等が良好な道路が整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するとともに、災害時における物資輸送等を円滑に行うことが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年3月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件事業の施工区域及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロウオ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ヨタカ及びトウホクサンショウウオ並びにその他これらの分類に該当しない学術上

又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ及びイトモ並びにその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされる種以外のものについては、保全対策の実施により、影響が回避等されると予測されている。

主な保全対策として、タコノアシについては、生息地が消失することから移植することとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、宮城県教育委員会との協議の結果、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、本路線の他の区間等と接続することにより、防集事業として整備される住宅団地等と石巻市内及び牡鹿郡女川町内とを連絡させることなどを主な目的とし、宮城県条例による第3種第3級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、宮城県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートのうち、鮫浦工区においては、現道よりも山側を通過する案（申請案）のほか、申請案よりも山側を通過する案、現道を嵩上げする案の3案、谷川浜工区については、現道よりも海側を通過する案（申請案）、現道よりも山側を通過する案、現道嵩上げ案の3案による検討がそれぞれ行われている。

鮫浦工区の申請案は、用地取得面積は中位であるが、土工バランスが良いことなどから施工性に優れていること、谷川浜工区の申請案は、用地取得面積が最も少ないこと、事業費が廉価であることなどから、両工区において、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、それぞれ申請案が最も合理的であると認められる。

本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本路線の他の区間等と接続することにより、防集事業と

して整備される住宅団地等と石巻市内及び牡鹿郡女川町内とを連絡させることなどの必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮城県石巻市役所